

(証券コード：8073)  
平成18年11月30日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号  
株式会社 **T・ZONE ホールディングス**  
代表取締役社長 吉 田 直 樹

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成18年12月14日(木曜日)までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成18年12月15日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋堀留町一丁目5番7号  
ユービル5階  
(末尾の会場ご案内略図をご参照下さい。)
3. 会議の目的事項  
決 議 事 項  
第1号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件  
第2号議案 資本準備金の額の減少の件  
第3号議案 取締役及び監査役のストック・オプションに関する報酬額設定の件  
第4号議案 スtock・オプションとして新株予約権を発行する件  
第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.hd.tzone.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承下さい。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、平成2年6月28日開催の第15回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額1億8,000万円以内、監査役の報酬額を年額2,000万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、役員構成の変更等諸般の事情を勘案しまして、取締役の報酬額を年額3億円以内に、監査役の報酬額を年額3,000万円以内に改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名であります。

また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

### 第2号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の財務戦略上の柔軟性及び機動性を確保すること等を目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。減少する準備金の額及び準備金の額の減少がその効力を生ずる日は、次の通りであります。

#### (1) 減少する準備金の額

資本準備金 9,779,949,290円全額

#### (2) 準備金の額の減少がその効力を生ずる日

平成19年1月1日

### 第3号議案 取締役及び監査役のストック・オプションに関する報酬額設定の件

当社の取締役及び監査役に対し、ストック・オプションとして付与する新株予約権に関する報酬額を下記の通り設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

#### 記

#### 1. 付議の理由

当社は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めること、監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的として、取締役及び監査役に対し、その報酬として新株予約権（ストック・オプション）を付与することとしたいと存じます。

会社法施行前におきましては、ストック・オプションについて、株主以外の方に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものとして、その発行手続きにおいて当社株主総会の特別決議によるご承認をお願いしておりましたが、会社法施行後は、取締役及び監査役の報酬等の一部であると位置づけられたことにともない、取締役の報酬等の内容を設定するものであります。

#### 2. 取締役及び監査役の報酬等の額

従来のストック・オプションの付与状況その他諸般の事情に鑑み、当社取締役に対しては、平成2年6月28日開催の第15回定時株主総会においてご決議いただいた報酬額（年額180,000千円以内）及び第1号議案にて上程させていただいた報酬額改定案（年額300,000千円以内）とは別枠で年額20,000千円以内、当社の監査役に対しては、平成2年6月28日開催の第15回定時株主総会においてご決議いただいた報酬額（20,000千円）及び第1号議案にて上程させていただいた報酬額改定案（30,000千円）とは別枠で、年額1,500千円以内を、ストック・オプションとして発行する新株予約権に関する報酬額とするものであります。

なお、現在の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名であります。

また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

#### 3. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

発行する新株予約権の目的である株式の種類は、普通株式とする。

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。なお、下記(3)により1株当たりの払込金額が調整される場合、次の算式により各新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない各新株予約権についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{各新株予約権の目的たる株式数} = \frac{1}{1 \text{株当たり払込金額}}$$

(2) 発行する新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に取締役及び監査役のために発行する新株予約権の総数に関しては、発行する新株予約権の各々の数に、それぞれ割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した新株予約権1個当たりの公正価値を乗じた額の合計が上記2の新株予約権に関する報酬額を超えないものとする。

(3) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権行使時の払込金額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）におけるジャスダック証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が当該割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。各事業年度に係る定時株主総会の日以降に最初の新株予約権が発行された場合、それ以降、当該定時株主総会の日から1年間以内の日に発行する新株予約権に関する1株当たりの払込金額は、最初の新株予約権に関する1株当たりの払込金額（下記に基づく調整がなされた場合は調整後の1株当たりの払込金額）と同額とすることができる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使等、一定の場合を除く。）、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。また、当社の合併、会社分割又は株式交換等の場合において、当社が適当と考える方法により、必要かつ合理的な範囲で1株当たりの払込金額の調整を行うことがある。かかる調整が行われた場合、それ以降その直前の定時株主総会の日から1年間以内に発行される新株予約権の1株当たりの払込金額は、当該調整の対象となった新株予約権の調整後の1株当たりの払込金額と同額とすることができる。

① 株式の分割または併合を行う場合

$$\text{調整後 1 株当たり払込金額} = \text{調整前 1 株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 時価を下回る価額による新株の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後 1 株当たり払込金額} = \text{調整前 1 株当たり払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1 株当たり払込価額}}{\text{1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(4) 新株予約権の権利行使期間

割当日の翌日から 5 年以内の期間を新株予約権発行に係る取締役会決議時において定める。

(5) その他の新株予約権の内容

上記(1)ないし(4)の詳細及び(4)に記載のない新株予約権の内容については、新株予約権発行に係る取締役会決議時において定める。

#### 第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役、監査役及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

#### 記

##### 1. 新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めること及び、監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、株主価値の向上を意識した経営を推進することを目的にストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

##### 2. 新株予約権発行の要領

###### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員の一部

###### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を総株数の上限とする。なお、新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

また、発行日後に当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

###### (3) 発行する新株予約権の総数

1,000個（新株予約権1個当りの目的となる株式数100株。但し、当社が上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、上記(2)と同様の調整を行う。）を総数の上限とする。

###### (4) 各新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権行使時の払込金額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）におけるジャスダック証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が当該割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。各事業年度に係る定時株主総会の日以降に最初の新株予約権が発行された場合、それ以降、当該定時株主総会の日から1年間以内の日に発行する新株予約権に関する1株当たりの払込金額は、最初の新株予約権に関する1株当たりの払込金額（下記に基づく調整がなされた場合は調整後の1株当たりの払込金額）と同額とすることができる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使等、一定の場合を除く。）、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。また、当社の合併、会社分割又は株式交換等の場合において、当社が適当と考える方法により、必要かつ合理的な範囲で1株当たりの払込金額の調整を行うことがある。かかる調整が行われた場合、それ以降その直前の定時株主総会の日から1年間以内に発行される新株予約権の1株当たりの払込金額は、当該調整の対象となった新株予約権の調整後の1株当たりの払込金額と同額とすることができる。

① 株式の分割または併合を行う場合

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 時価を下回る価額による新株の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年12月1日から平成22年11月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、社命による他社への転籍、その他会社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ② 本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ③ その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得の事由及び取得条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で取得することができるものとする。

当社は新株予約権者が(7)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権の喪失事由に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社会計規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上述の資本金等増加限度額から上述の増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) その他、新株予約権の発行に関する詳細については、本総会後に開催される取締役会決議により定める。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社は、平成18年8月17日付監査役会において会社法第346条第4項及び第6項の定めにより、平成18年9月1日付で、みずず監査法人（平成18年8月17日付監査役会当時の名称は中央青山監査法人）を一時会計監査人として選任し、現在に至っております。つきましては本臨時株主総会において新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

候補者は、平成18年5月10日付で金融庁から同年7月1日から同年8月31日までの間業務停止処分を受けておりますが、上記業務停止期間前の監査期間及び一時会計監査人の期間を通じて当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていること、また当社の業務内容及び会計方針について精通していること等から当社の会計監査人として適任であると考えております。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

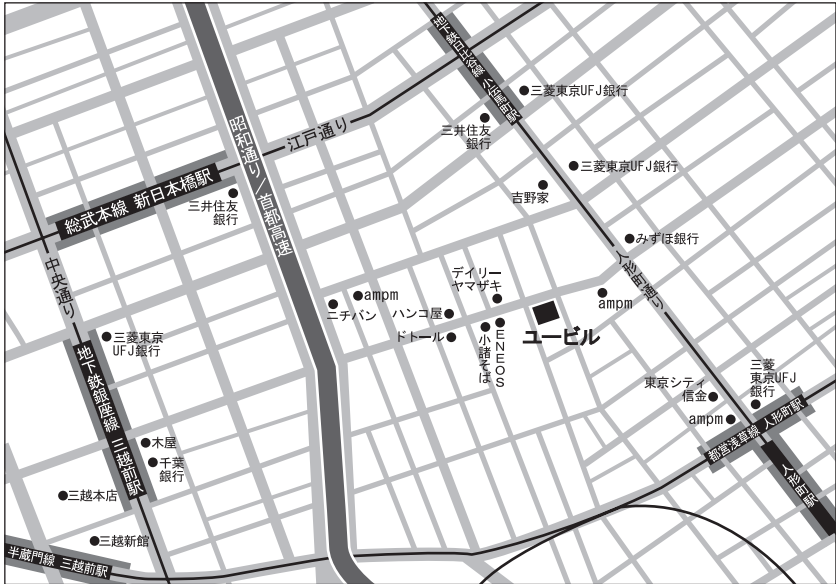
名称	みずず監査法人	
事業所	主たる事務所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビル32階
	その他の事務所	国内25ヶ所 海外27ヶ所
沿革	昭和43年12月	監査法人中央会計事務所設立
	昭和59年7月	クーパース・アンド・ライブランド・インターナショナルのメンバーファームになる。
	昭和63年7月	監査法人中央会計事務所と新光監査法人が合併して中央新光監査法人となる。
	平成5年7月	中央監査法人に名称を変更する。
	平成10年7月	クーパース・アンド・ライブランドとプライスウォーターハウスとの間で世界レベルでの合併が成立する。
	平成12年4月	中央監査法人と青山監査法人が合併して中央青山監査法人となる。
	平成13年1月	監査法人伊東会計事務所と合併する。
	平成18年9月	みずず監査法人に名称を変更する。
概要	出資金	1,205,000千円
	社員数	公認会計士 374名
	職員数	公認会計士 980名 会計士補 491名 その他 661名 合計 2,506名

以上



# 会場ご案内略図

東京都中央区日本橋堀留町一丁目 5 番 7 号  
ユービル 5 階  
電話 03-5643-0620



- 地下鉄 日比谷線 人形町駅又は小伝馬町駅より徒歩 5 分
- 地下鉄 銀座線及び半蔵門線 三越前駅より徒歩 8 分
- 地下鉄 都営浅草線 人形町駅より徒歩 5 分
- JR 総武本線 新日本橋駅より徒歩 10 分

株式会社 **T-ZONE** ホールディングス